○苫小牧市文化会館規則

昭和54年10月23日

教育委員会規則第７号

改正　昭和56年12月23日教育委員会規則第６号

昭和61年４月１日教育委員会規則第４号

昭和63年４月１日教育委員会規則第５号

平成３年12月19日教育委員会規則第８号

平成４年４月１日教育委員会規則第５号

平成５年３月31日教育委員会規則第３号

平成10年８月31日教育委員会規則第５号

平成11年３月29日教育委員会規則第２号

平成14年２月15日教育委員会規則第２号

平成18年３月30日教育委員会規則第２号

平成22年３月24日教育委員会規則第１号

平成25年３月21日教育委員会規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、苫小牧市文化会館（以下「会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　会館の開館時間は、午前９時から午後９時までとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第３条　会館の休館日は次のとおりとする。ただし、会館の管理上必要があるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1)　12月29日から翌年の１月３日まで

(2)　２月、４月、６月、８月、10月及び12月の最後の金曜日

（使用許可の申請）

第４条　苫小牧市文化会館条例（昭和54年条例第21号。以下「条例」という。）第３条第１項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、苫小牧市文化会館使用許可申請書（様式第１号）を委員会に提出しなければならない。

２　前項の申請書は、次の各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めたときは、この限りでない。

⑴　ホール及びホールと併せて会議室等を使用する場合は、使用開始日前１年から３日まで。

⑵　会議室等を使用する場合（前号に該当する場合を除く。）は、使用開始日前３月から３日まで。

３　条例第６条の許可を受けようとする場合は、その旨及び当該許可に係る行為（以下「特別の設備の設置等」という。）の内容を第１項の申請書に記載しなければならない。

（使用許可書の交付）

第５条　委員会は、使用許可をするときは苫小牧市文化会館使用許可書を申請者に交付する。

（備付物品等の使用料）

第６条　備付物品使用料の額は、別表のとおりとする。

２　暖房使用料の額は、条例別表（４の表を除く。）に定める各室の使用料の額（条例別表の１の表にあつては入場料を徴収せず、かつ、平日に使用する場合に適用される額、条例別表の２の表にあつては入場料を徴収しない場合に適用される額）の５割に相当する額とする。

（時間区分等）

第６条の２　条例別表備考第２項の各時間区分の開始及び終了の時刻は、次のとおりとする。

⑴　午前　午前９時から正午まで

⑵　午後　午後１時から午後５時まで

⑶　夜間　午後６時から午後９時まで

⑷　１日　午前９時から午後９時まで

２　条例別表備考第６項の規則で定めるところにより計算した額は、各時間区分の開始時刻前又は終了時刻後に会館を使用した時間（以下「超過時間」という。）１時間（１時間未満の端数は、１時間とする。）につき、超過時間の属する時間区分（超過時間が時間区分に属さないときは、その直後の時間区分（超過時間が午後９時以降のときは、夜間））について同表に定める使用料の額の３割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（使用料の納入）

第７条　会館の使用料は、使用許可書の交付を受ける際に納入しなければならない。

２　備付物品等の使用の変更、使用時間の超過その他の理由により納入した使用料に不足を生じたときは、前項の規定にかかわらず、使用後に不足額を徴収する。

（使用料の減免）

第８条　条例第４条第１項ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、苫小牧市文化会館使用料減免申請書（様式第２号）を委員会に提出しなければならない。

２　委員会は、使用料の減免の可否を決定したときは、申請者にその旨を通知する。

３　使用料の減免基準は次のとおりとする。

⑴　市及び委員会が主催する行事

⑵　本市における文化活動及び教育の振興に特に必要なもの

⑶　委員会が特に認める行事

（使用料の延納）

第９条　第７条第１項の規定によることができない特別の理由がある場合は、第４条第１項の申請書の提出の際に、その旨を苫小牧市文化会館使用料延納申出書（様式第３号）により申し出なければならない。

２　前項の申出をして使用許可を受けた者は、特に指示がある場合を除き、別に定める納期限までに使用料を納入することができる。

（使用料の還付）

第10条　条例第４条第３項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。

⑴　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することのできない理由により会館の使用が不能になつたときは、使用料の全額を還付する。

⑵　ホール及びホールと併せて使用する会議室等の使用者が使用開始日前45日までに使用許可の取消しを申し出たときは、ホール及び会議室等の使用料の５割の額並びに備付物品及び暖房使用料の全額（使用開始日前90日までに申し出たときにあつては、使用料の全額）を還付する。

⑶　会議室等（前号に該当する場合を除く。）の使用者が使用開始日前10日までに使用許可の取消しを申し出たときは、会議室等の使用料の５割の額並びに備付物品及び暖房使用料の全額（使用開始日前20日までに申し出たときにあつては、使用料の全額）を還付する。

（特別の設備の設置等）

第11条　第４条第３項の規定による記載をして使用許可を受けた者は、特に指示がある場合を除き、当該記載に係る特別の設備の設置等をすることができる。

（使用許可の取消しの申出及び変更）

第12条　使用者は、使用許可を受けた後において会館を使用する必要がなくなつたときは、速やかに苫小牧市文化会館使用許可取消申出書（様式第４号）を委員会に提出しなければならない。

２　使用者は、当該使用許可に係る使用の内容を変更しようとするときは、当該変更について使用許可を受けなければならない。

（プログラム等の提出）

第13条　演劇会、音楽会、発表会、映画会、展示会、その他これらに類する行事のため会館を使用する者は、事前に当該行事の内容を記載したプログラム等を委員会に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第14条　使用者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　使用許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと。

⑵　入館人員は各室等に収容できる人員以内とすること。

⑶　備付物品等の取扱い及び一般入館者の整理等を適切に行うこと。

⑷　あらかじめ指定された場所以外では火気を使用しない。

⑸　会館及び会館敷地内では無断で看板、ポスター等の掲示をしないこと。

⑹　会館内の清潔整頓を保つこと。

⑺　建物、附属設備を損傷し、又は滅失したときは直ちに会館に届け出ること。

⑻　前各号の規定を守るために必要な数の整理員を置くこと。

⑼　その他係員の指示した事項に従うこと。

（入館者の遵守事項）

第15条　入館者（敷地内に立ち入る者を含む。）は次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　所定の場所以外で飲食又は、喫煙をしないこと

⑵　会館を汚損し、又は施設を損傷しないこと。

⑶　粗暴な言動等により、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

⑷　所定の場所以外に出入りしないこと。

⑸　指定の場所以外に車を駐車しないこと。

⑹　その他係員の指示に従うこと。

（入館の制限）

第16条　次の各号の一に該当する者には、入館を拒否することができる。

⑴　館内の秩序を乱すおそれがあると認められる者

⑵　他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけると認められる物品又は動物類を携行する者

⑶　監護を要する未就学児童、又は老人であつて付添人のいない者

⑷　その他会館の管理上支障があると認められる者

（職員及び職務）

第17条　会館に館長その他必要な職員を置く。

２　館長は、上司の命を受け、会館の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

３　その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

（文書記号）

第18条　会館の文書記号は、「苫教文」とする。

（指定管理者による管理）

第19条　条例第11条第１項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合における第４条、第５条、第12条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第４条第１項中「苫小牧市文化会館使用許可申請書（様式第１号）」とあるのは「苫小牧市文化会館使用許可申請書」と、第12条第１項中「苫小牧市文化会館使用許可取消申出書（様式第４号）」とあるのは「苫小牧市文化会館使用許可取消申出書」とする。

２　前項に規定する場合には、第17条の規定は、適用しない。

（利用料金の承認の申請等）

第20条　条例第12条第３項の承認（以下「利用料金の承認」という。）を受けようとする指定管理者は、利用料金承認申請書（様式第５号）を委員会に提出しなければならない。

２　委員会は、前項の規定により提出された申請書の内容が、次の基準に適合すると認めるときは、利用料金の承認をするものとする。

⑴　利用料金の額が、別表及び条例別表に定める金額の範囲内であること。

⑵　利用料金の周知方法が適切であること。

⑶　利用料金の収受方法が適切であること。

⑷　利用料金の免除について定めがある場合は、公益上の理由その他適当と認められる理由がある場合に免除することとされていること。

⑸　利用料金の還付について定めがある場合は、使用者の責めに帰することのできない理由により会館を使用できなくなつた場合その他相当と認められる理由がある場合に還付することとされていること。

⑹　その他公の施設の利用料金として不適当な事項が定められていないこと。

（雑則）

第21条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規則は、昭和54年11月３日から施行する。

２　苫小牧市教育委員会事務局組織規則（昭和36年教委規則第２号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

３　苫小牧市教育委員会公印規則（昭和50年教委規則第８号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（昭和56年12月23日教育委員会規則第６号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年４月１日教育委員会規則第４号改正）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の苫小牧市文化会館条例施行規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料の還付について適用

し、同日前の使用許可の申請に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

附　則（昭和63年４月１日教育委員会規則第５号改正）

この規則は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（平成３年12月19日教育委員会規則第８号改正）

１　この規則は、平成４年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の苫小牧市文化会館規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成４年４月１日教育委員会規則第５号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年３月31日教育委員会規則第３号改正）

この規則は、平成５年５月１日から施行する。

附　則（平成10年８月31日教育委員会規則第５号改正）

１　この規則は、平成10年９月１日から施行する。

２　次の左欄に掲げる第２条の規定による改正前の苫小牧市文化会館規則の規定による申請書等の用紙は、当分の間、それぞれ右欄に掲げる同条の規定による改正後の苫小牧市文化会館規則の申請書等として使用することができる。

様式第1号	様式第1号の苫小牧市文化会館使用許可申請書
様式第2号	様式第2号の苫小牧市文化会館使用料減免申請書
様式第3号	様式第3号の苫小牧市文化会館使用料延納申出書
様式第5号	様式第4号の苫小牧市文化会館使用許可取消申出書

附　則（平成11年３月29日教育委員会規則第２号改正抄）

１　この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成14年２月15日教育委員会規則第２号改正）

この規則は、平成14年４月１日から施行する。ただし、第６条第２項の改正規定は、同年10月15日から施行する。

附　則（平成18年３月30日教育委員会規則第２号改正）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月24日教育委員会規則第１号改正）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月21日教育委員会規則第３号改正）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

備付物品使用料

種別	品名	単位	使用料（円）
舞台関係	譜面台（小）	1台	50
	〃　　（大）	1台	100
	〃　　（指揮者用）	1台	150
	反響板	1式	2,000
	所作台	1式	3,000
	平台（指揮者用）	1台	150
	山台	1台	100
	箱足	1台	30
	金びよう風	半双	1,000
	ひ毛せん	1枚	100
	ひ座布団	1枚	150
	上敷	1枚	150
	諸幕	1枚	1,000
	地がすり	1枚	1,000
	めくり台	1台	100
	リノリューム	1式	1,000
	ジョーゼット	1式	1,000

	スクリーン	1式	700
	扇風機	1台	150
	16mm映写機	1台	1時間につき　800
	ピアノ（ヤマハフルコンサート）	1台	5,000
	スモークマシン	1式	2,000
	ドライアイスマシン	1式	2,000
	テーブルクロス	1枚	200
	白布	1枚	300
	演壇（大）	1式	500
	〃　（小）	1式	200
照明関係	調光本機	1式	1,000
	ボーダーライト	1回路	400
	アッパーホリゾントライト	1回路	450
	ロアーホリゾントライト	1回路	400
	サスペンションライト（1KW×9）	1列	800
	スポットライト（1.5KW以下）	1台	200
	〃　（1KW以下）	1台	150
	〃　（0.5KW以下）	1台	100
	ストリップライト（1.8m）	1台	150
	クセノンピンスポット	1台	1時間につき　300
	フロントスポットライト（6台）	1段	900
	シーリングライト（8台）	1列	1,000

	特殊効果器		1台		1,000
	特殊効果装置		1式		1,500
	プロジェクタースポット(1KW)		1台		300
	〃　（0.5KW）		1台		200
	スタンド各種		1台		50
	先玉		1台		100
	カラーフィルター		1組		2,500
	持込器具電源	特殊電源	1箇所	10KWまで	1,500
				1KW増すごと	150
		コンセント（1KW以内）	1箇所		150
	仕込電気料		1回		1日につき　1,500
音響関係	放送用本機		1式		1,000
	移動用放送卓		1台		500
	復増幅器（はねかえりスピーカー・ステージスピーカー）		1台		300
	エフェクター各種		1台		500
	三点つり装置		1式		400
	コンデンサーマイクロフォン		1本		700
	ダイナミックマイクロフォン		1本		600
	ダイレクトボックス		1台		600

	ワイヤレスマイクロフォン装置	1式	1,500
	レコードプレーヤー	1台	400
	CDプレーヤー	1台	500
	カセットテープレコーダー	1台	500
	オープンテープレコーダー	1台	600
	デジタルオーディオテープレコーダー	1台	700
	レピーター	1台	500
	マルチコードボックス	1台	1,000
	スタンド各種	1台	50
	電池各種	1本	50
	持込器具電気料	1回	1日につき　4,000
その他	システムパネル	1枚	1日につき　30
	移動パネル	1枚	1日につき　40
	飾台用机	1台	1日につき　30
	七宝窯（電気）	1台	300
	陶芸窯（灯油）	1台	700
	素焼窯（灯油）	1台	500
	土練機	1台	100
	陶芸ろくろ	1台	100
	ノーゼル	1台	50
	ピアノ（アップライト）	1台	500
	ステレオ装置	1式	500
	花ござ	1枚	50
	スチームアイロン	1台	100

	水屋	1室	300
	移動用スクリーン	1台	150
	音声拡声装置	1式	300
	講演壇	1式	100
	暗室機器	1式	500
	レーザーポインター	1本	150
	O・H・P	1式	1,000

備考

1　使用料は、使用料の欄に別に定めがあるものを除き、条例別表に定める午前、午後又は夜間の各時間区分の使用ごとに１単位の使用として算定する。

2　ピアノの調律料は、実費相当額を徴収する。

様式第1号(第4条関係)

苫小牧市文化会館使用許可申請書

年　　月　　日

苫小牧市教育委員会　様

申請者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名

(団体名及び代表者名)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用年月日及び区分	年月日	曜日	午前 9.00～12.00	午後 13.00～17.00	夜間 18.00～21.00	1日 9.00～21.00	使用室	入場予定人員　名
	・　・							
	・　・							
	・　・							
	・　・							
	・　・							

行事名									
使用種別	大会・総会	会議	講演・講習	演劇・芸能	純音楽・軽音楽	洋舞・邦舞	研究・	映画・展示	その他 (　　)

ふりがな		使用備品名
使用責任者氏名		
連絡先	(　　)　―	

準備開始時間	開場時間	開演(会)時間	終演(会)時間	入場料	その他
	1	1	1	円	
	2	2	2	円	
	3	3	3	円	
				円	

備考

下欄は、記入しないでください。

会場使用料	備品使用料	暖房料	合計	料金納入内訳
円	円	円	円	○前納(　　年　月　日) ○延納

決裁年月日	館長. 係長. 係.	決定	予定表記載	許可番号
・　・		○許可する ○許可しない		第　　号

文化会館　001　3W　B5

苫小牧市文化会館使用許可申請書(写)

年　　月　　日

苫小牧市教育委員会　様

申請者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名

（団体名及び代表者名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用年月日及び区分	年月日	曜日	午前 9.00～12.00	午後 13.00～17.00	夜間 18.00～21.00	1日 9.00～21.00	使用室	入場予定人員　名
	・　・							
	・　・							
	・　・							
	・　・							
	・　・							

行事名									
使用種別	大会・総会	会議	講演・講習	演劇・芸能	純音楽・軽音楽	洋舞・邦舞	研究・	映画・展示	その他（　　）

ふりがな		使用備品名
使用責任者氏名		
連絡先	（　）—	

準備開始時間	開場時間	開演(会)時間	終演(会)時間	入場料	その他
	1	1	1	円	
	2	2	2	円	
	3	3	3	円	
				円	

備考

下欄は、記入しないでください。

会場使用料	備品使用料	暖房料	合計	料金納入内訳
円	円	円	円	○前納(　年　月　日) ○延納

許可番号

第　　号

文化会館　001　3W　B5

様式第2号(第8条関係)

苫小牧市文化会館使用料減免申請書

年　　月　　日

苫小牧市教育委員会　様

申請者　住　所

(所在地) _____

氏　名

(団体名及び代表者名) _____

使用日時、区分及び室名	
使用目的(行事名)	
減額又は免除の別及び内容	減　　額(　　割) 免　　除
減免の理由(主催者、行事の内容等を具体的に記入すること)	

(注)　下の欄には、記入しないこと。

決定 免除する 減額する (　　割) 減免しない		決定の理由			
決裁	館長・係長・係	会場使用料	その他の使用料	減免額	徴収額
		円	円	円	円

文化会館　B5　上45

様式第3号(第9条関係)

苫小牧市文化会館使用料延納申出書

年　　月　　日

苫小牧市教育委員会　様

申出者　住　所
(所在地)
氏　名
(団体名及び代表者名)

使用日時、区分及び室名	
延納を希望する使用料の額	円
希望する納期限	年　　月　　日
前納することができない理由	

(注)　下の欄には、記入しないこと。

延納の処理 申出どおり 金額変更(　　円) 納期変更(　　) 延納不可		決定の理由
決　裁 ・	館　長・係　長・係	備　考

文化会館　B5　上45

様式第4号(第12条関係)

苫小牧市文化会館

使　用　許　可　取　消　申　出　書

年　　月　　日

苫小牧市教育委員会　様

申出者　住　所

(所在地)

氏　名

(団体名及び代表者名)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　第　　号
使用目的(行事名)	
取消し申出の内容(月日、使用区分、室名又は室番号)	
取消し申出の理由	

(注)　下の欄には、記入しないこと。

還付の処理	区　分	会場使用料	附属施設備付物品使用料	暖房料	使用料合計
不還付					
一部還付	既納の使用料	円	円	円	円
全額還付	還付額				

科　　目	款	項	目	節

決裁	館　長・係　長・係	調定番号 第　　号	備　考

文化会館　B5　上45

様式第5号(第20条関係)

苫小牧市文化会館利用料金承認申請書

年　　月　　日

苫小牧市教育委員会　様

住　　所
申請者　団　体　名　　印
代表者氏名

設定(変更)しようとする利用料金に関する事項	
変更する理由	
実施時期	
周知方法	
備考	

添付書類
1　設定(変更)する利用料金表及び利用料金の算定方法を記載した書類
2　設定(変更)する利用料金の収受、減免、還付等に関する規程
3　その他教育委員会が必要と認める書類

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第８条関係）

様式第３号（第９条関係）

様式第４号（第12条関係）

様式第５号（第20条関係）